公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

横浜地方検察庁検察官

平成24年検第5520号麻薬及び向精神薬取締法違反被疑事件（平成24年領第1951号）　１．ヘロイン13個と１袋。２．眼鏡２個。３．眼鏡ケース１個。４．ストロー６本。５．輪ゴム１束。６．シェービングローション１個。７．懐中電灯２個。８．ライター２個。９．爪切り１個。10．セロハンテープ１個。11．封筒１枚。12．プラスチックケース２個。13．パイプ２箱と１個。14．ビニール袋６枚と２袋。15．注射器１本。16．煙草１箱。17．ストロー片１個。18．現金340,000円。19．ナイフ３本。20．接着剤２個。21．綿棒１本。22．キャップ２個。23．ケース１個。24．箱１箱。25．ポーチ２個。26．計量器１個。27．スプーン１個。28．採血針１袋。29．袋１袋。30．ハルシオン１個。31．はさみ２本。32．ペンチ１本。33．耳かき１本。34．ドライバー３本。35．絆創膏３枚。36．印鑑１個。37．リモートコントローラー１個。38．携帯翻訳機１個

福岡地方検察庁検察官

平成24年検第4185号窃盗被告事件（平成24年領第1855号）　１．カーナビゲーション２台。２．ポータブルナビゲーションの箱１箱。３．箱１箱。４．ワイヤレスドアモニター２個。５．ＥＴＣ車載器１個

平成24年検第5685号関税法違反被疑事件（平成24年領第2025号）　１．覚せい剤993.66ｇ。２．スティック状袋60袋。３．紙箱３箱。４．ノートパソコン１台。５．ポリ袋１袋。６．透明ラップ１枚。７．石鹸片34.34ｇ。８．石鹸紙箱１箱。９．シャンプー１個。10．歯ブラシ１個。11．歯磨き粉１個。12．透明ポーチ１個。13．ビニール製手提げ袋１袋。14．黒色布製バッグ１個

那覇地方検察庁検察官

平成24年検第11086号窃盗被告事件（平成24年領第508号）　１．グレーチング51個。２．一側足場２本。３．番線１本。４．クランプ９個。５．固定ベースジャッキ７個。６．ブラケット４個

平成24年検第11258号麻薬及び向精神薬取締法違反、関税法違反被告事件（平成24年領第555号）　１．パーソナルコンピューター６台

いわき区検察庁検察官

平成24年検第100628号占有離脱物横領被疑事件（平成24年領第190号）　１．自転車１台

工 場 財 団

東京都墨田区両国二丁目10番14号**三菱製紙株式会社**の工場財団に兵庫県高砂市高砂町字栄町105番地１三菱製紙株式会社高砂工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 10 月 24 日

神戸地方法務局加古川支局

国営加治川用水土地改良事業計画の公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第１項の規定に基づき、国営加治川用水土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 24 年 10 月 24 日

農林水産大臣　郡司　　彰

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営加治川用水土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成24年10月25日から平成24年11月21日まで

３　縦覧場所

新潟県新潟市及び同市北区、新発田市並びに北蒲原郡聖籠町各事務所

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 24 年 10 月 24 日　　経済産業大臣　枝野　幸男

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
篠木寝具株式会社	兵庫県養父市八鹿町八鹿字沖田1219番地	互第5018号	平成24年９月20日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 24 年 10 月 24 日　　近畿経済産業局長　小林　利典

次表に掲げる者が供託した営業保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成24年12月25日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則(昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成24年12月25日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
篠木寝具株式会社	兵庫県養父市八鹿町八鹿字沖田1219番地	平成24年９月20日

記

あて先　〒540―8535　大阪市中央区大手前１―５―44
近畿経済産業局産業部消費経済課
電話　06―6966―6027

様式

申　　出　　書

近畿経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。